

調布市中学生海外体験学習事業実施業務委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

調布市中学生海外体験学習事業実施業務委託

(2) 業務の目的

本事業は、調布市の次代を担う中学生が、外国の文化、生活、価値観等を直接肌で感じることで、多文化共生への理解を深めるとともに、国際的な視野やコミュニケーション能力を得て、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材へと成長する契機とすることを目的として実施する。本事業を安全かつ円滑に実施するためには、ホームステイ先の確保や現地の学校との調整等の綿密なコーディネートが必要とされるほか、業務内容を履行できる適切な推進体制を有する事業者を選定するもの。

(3) 体験学習先

オーストラリア連邦 西オーストラリア州 パース

(4) 日程

令和8年8月13日（木）から令和8年8月26日（水）までの期間のうち9日間

(5) 人数

生徒（市立中学校第2学年）20人以内、引率者5人以内

※人数は、生徒の応募状況等により変更する可能性がある。

(6) 業務内容

市立中学校の生徒たちが安全かつ円滑に海外体験学習に参加できるよう、以下に掲げる事項について手配し、及び必要な調整を行う。

ア 添乗員等

- (ア) 外国への渡航経験が豊富で、トラブル発生時等においても臨機応変に対応可能な程度の英語能力に優れた添乗員を1人以上同行させること。
- (イ) 添乗員は、緊急事態に対応できるよう、生徒の所在を常に把握するとともに常に自らの所在を明らかにすること。
- (ウ) 現地の体験学習や施設見学等の際には、日本語・英語を理解し、現地に精通し、不測の事態に臨機応変に対応できる、教育旅行に十分な経験を有する現地ガイドを手配すること。

イ 航空便、交通機関等

- (ア) 調布市指定場所と成田空港又は羽田空港間交通機関、日本とオーストラリア間の航空便及び現地滞在中の団体行動時の交通機関等を手配すること。
- (イ) 日本とオーストラリア間の航空便は、過去の運行状況により安全性の高い航空会社の航空便とすること。その中で飛行時間及びルートについて最適な条件の便を選択すること。

また、座席はエコノミークラスとし、可能な限りまとまった席で男女別の座席配置とすること。

- (ウ) オーストラリア内の移動手段は、生徒、引率者及び荷物を搭載可能な貸切バスを用意すること。なお、生徒及び引率者の荷物をバス内で保管する際は、荷物保管場所を必ず施錠するなどセキュリティーに十分配慮すること。
- (エ) 引率者が生徒のホームステイ先への訪問を行う際に、移動手段を確保すること。また、ホームステイ先への訪問は、引率者が必要と判断した場合には、可能な限り対応すること。
- (オ) 引率者が現地校訪問等を行う際の移動用車両を必要に応じて用意すること。

ウ 宿泊施設

引率者及び生徒（ホームステイする日を除く。）は、ホテル泊とし、宿泊場所の選定に当たっては、以下に掲げる要件を全て満たしたうえで、周囲の治安状況に十分留意し決定すること。

(ア) ノボテルパースラングレーホテルと同等クラスのホテルで、パース市内中心部に立地すること。

(イ) 同一ホテルの同一部屋に連泊し、引率者等と生徒は同一ホテルとすること。

(ウ) 引率者は、1室1名とすること。

(エ) 生徒は、原則として、1室2名以上の部屋とすること。

エ ホームステイ

生徒の滞在先として、以下に掲げる要件を全て満たすホームステイ先を確保すること。

なお、ホームステイ先の家庭事情により、急遽受け入れが不可になる等の事案が発生した場合は速やかに市と協議を行うこと。

(ア) パース市内中心部から車で2時間程度の範囲内に位置すること。

(イ) 6泊程度の受入れが可能であること。

(ウ) 生徒の動植物アレルギー、食物アレルギー、宗教上の忌避食の有無等、健康状態や性別等に十分配慮すること。

(エ) ホームステイ先から現地校等までの生徒の送迎を行うこと。

(オ) 滞在中の生徒の食事を提供すること。

オ 食事

朝、昼、夕それぞれ1食ずつ用意すること。ただし、ホームステイ中の生徒の食事については、エ(オ)のとおりとする。また、食物アレルギーや宗教上の忌避食について、個々の相談に応じるなどして十分配慮すること。

カ 現地校体験学習

生徒がパース市内の学校に通学し、授業等を体験するプログラムを3日間以上行うこと。原則として全ての生徒を同一の学校で受け入れるものとするが、手配が難しい場合は市と協議を行うこと。

キ 見学学習プログラム

生徒がオーストラリアの自然や文化を体験でき、英語でコミュニケーションを取りながら主体的に学習できるような見学学習プログラムについて具体的に提案すること。

ク 保護者説明会

(ア) 市が主催する保護者説明会において、受託者は必要に応じて市に助言・協力をを行うこと。また、説明会当日は、受託者の担当者又は添乗員が旅行手続きや諸注意等の説明を行い、生徒及び保護者から行程に関する相談があった場合は適宜応じること。

※旅行手続きや海外旅行についての諸注意等については、資料等を用意すること。

(イ) 体験学習事業実施前及び体験学習事業実施後に、受託者は必要に応じて担当者及び添乗員を引率者等との打合せに出席させること。

(ウ) 生徒及び保護者の旅行全般に関する問合せ窓口を用意すること。

ケ 緊急時等の対応

(ア) 受託者は、事前に危機管理体制の詳細資料（急病人又は災害発生時の連絡体制図等）を市に提出すること。また、過去の危機等発生時どのような対応をしたのか具体的な例を示すこと。

(イ) 現地及び移動中の事故、急病、その他の緊急事態が発生した場合でも、迅速な対応ができるような体制を組んでおくこと。

(ウ) 事故等の発生時には、現地警察、病院、航空会社等と連携し、事故等に関する情報収集を行い、市との緊急連絡機能を果たすこと。

コ 通信機器

受託者は、引率者用の携帯電話又はスマートフォンその他通信に必要な機器（以下「携帯電話等」という。）を用意すること。また、本事業で滞在するすべての国・地域で使用できるものとし、引率者の人数分を用意すること。

なお、返却時には通信履歴やデータ等を全て削除すること。

(7) 計画書の提出

受託者は業務実施に当たり、契約締結後速やかに、全体の行程、業務責任者と担当者の

氏名、連絡先等を記載した実施計画書を市に提出し、市の承認を得ること。

(8) 契約金額の計上

ア 受託者は、次に掲げる費用について契約金額に計上すること。

(ア) 往復の航空運賃及び左記便にかかる空港施設使用料・出国税等の諸費用、規定の容
量・重量内の手荷物料金

※運送機関が課す付加運賃・料金等については、本契約に含むものとする。

※機内超過手荷物料金については、本契約には含まない。

(イ) 引率者及び生徒の渡航に係る書類作成手数料、荷物タグ等（ただし、旅券手数料は本
契約に含まない。）

(ウ) 現地交通費（有料道路料金等を含む。）

(エ) 行程中の宿泊費及び滞在費

(オ) 食事代（飲料代も含む。）

(カ) 手荷物運搬料金

(キ) 添乗員及び現地ガイド費用

(ク) 現地体験・施設見学料

(ケ) 携帯電話等の手配料並びに通話料及び通信料

(コ) その他、本業務を遂行するうえで、必要となる経費

イ 事業終了後、計上した費用に係る明細書を提出すること

ウ やむを得ない理由により、行程等の大きな変更（本契約内容で対応できかねる大幅な延
長又は短縮、参加者の途中帰国、多額な通信・通話料金等）が生じ、海外旅行保険での補
償が適用されない場合は、双方協議を行うこととする。

(9) 契約金額の支払い

ア 市は、業務の性質上必要があると認めたときは、委託料の概算払をすることができる。

イ 市が委託料の概算払をしたときは、受託者は、業務が完了した後速やかに実施報告書を
提出し、委託料の精算をしなければならない。

ウ 市は、受託者の請求があった日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(10) その他

ア 費用見積は、事業実施時に旅行代金の値上がりがないように、旅行会社が設定した為替
レートで積算すること。

イ 本事業は、世界情勢によって中止とすることがあり得るため、世界情勢や渡航先の情勢
などの判断資料について、市の求めに応じて随時提供すること。

ウ 上記に定めのないこと、又は疑義が生じた場合は、その都度、市との協議のうえ決定す
ること。

(11) 実施報告書

受託者は、市が指定する日までに実施結果をまとめた報告書を市に提出すること。

(12) 業務（履行）期間

令和8年4月1日から令和8年12月31日まで

2 予算（見積限度額）

令和8年度分：21,561千円（税込）【節12委託料】

※調布市議会における令和8年度予算の議決を前提とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があつてはならない。

(1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けて
いないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規
定に該当しないこと。

- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。
(営業種目：その他の業務委託等)

- (9) 地方公共団体が発注した業務で、中学生又は高校生向けの海外派遣事業委託の履行実績を過去5年間（令和2年度～令和6年度）において1件以上有すること（支店は問わない）。

5 候補者決定方法

- 以下(1)～(3)の審査を順に行い候補者を決定する。
- (1) 本プロポーザルに応募した事業者に対して、本実施要領（以下「要領という。」）6の規定により提出された参加申込書等による審査（以下「参加資格審査」という。）を行う。
 - (2) 前号の規定による審査により参加資格を満たした事業者に対して、要領8の規定により提出された企画提案書等による審査（以下「企画提案書等書類審査」という。）を行う。
 - (3) 前号の規定による審査の点数が上位3位以内の事業者に対して、要領10によるプレゼンテーション審査（以下「プレゼンテーション審査」という。）を行う。なお、参加資格審査により参加資格を満たした事業者が3事業者以下である場合は、すべての事業者をプレゼンテーション審査の対象とする。

- (4) 前2号の審査を総合的に評価し、候補者を決定する。

6 参加事業者の募集

- (1) 募集方法
令和7年10月15日（水）から調布市ホームページに募集内容を掲載する。
- (2) 申込方法等
事業者は、令和7年10月28日（火）15時までに次に掲げる書類を持参又は郵送（必着）にて社会教育課へ提出すること。なお、副本は、事業者が特定されないよう名称等の記載をマスキング又は削除すること。
 - ア 参加申込書（様式1） 正本1部
 - イ 会社概要（様式任意、パンフレット可。事業者名、代表者名、資本金、事業内容、業務担当支店又は営業所等の名称及び所在地が記載されていること。） 正本1部 副本8部
 - ウ 業務実績調書（様式任意） 正本1部 副本8部

- (3) 質疑応答

- ア 事業者は、応募方法又は参加資格に関して質疑がある場合、令和7年10月15日（水）から同月21日（火）15時までに電子メールにて社会教育課へ送信すること。
 - イ 質疑に対する回答は、同月22日（水）までに、電子メールにて、全事業者に対して行う。
 - ウ 回答は、参加申込に必要と判断される質疑のみについて行うこととし、参加申込に必要ないと判断した質疑については、その旨を回答する。

- エ 質問が参加申込に必要であるか判断しがたい場合は、当該質問を行った事業者に質問の主旨を確認する。

7 参加資格審査

- (1) 審査対象
応募したすべての事業者とする。
- (2) 審査方法
要領6の規定により提出された書類により、社会教育課が審査を行う。

(3) 審査結果の通知等

ア 参加資格審査の結果については、参加資格審査結果通知書により、すべての事業者に対し、令和7年10月29日（水）に、書面及び電子メールにて通知する。

イ 参加資格に満たないと判断された事業者は、その結果に関して質疑がある場合、同日から令和7年11月4日（火）15時までに書面又は電子メールにて社会教育課へ送付することができる。

ウ 質疑に対する回答は、同日中に、電子メールにより行う。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出期限

要領7により参加資格を満たすとされた事業者は、次表に掲げる書類（以下「企画提案書等」という。）を、令和7年11月14日（金）15時までに持参又は郵送（必着）にて社会教育課へ提出すること。

書類	様式	部数	備考
調布市中学生海外体験学習事業実施業務委託事業者候補選定プロポーザル企画提案提出書	様式2	正本1部	
企画提案書	企画書は任意様式	正本1部 副本8部	副本は事業者が特定されないよう、名称等の記載をマスキング又は削除すること
見積書	任意様式	正本1部 副本8部	・予算（見積限度額）を超えないこと ・内訳書も添付すること ・副本は事業者が特定されないよう、名称等の記載をマスキング又は削除すること
業務スケジュール	任意様式	正本1部 副本8部	副本は事業者が特定されないよう、名称等の記載をマスキング又は削除すること

(2) 提出資料作成上の留意点

ア 要点を押さえて、わかりやすく記載すること

イ 業務の目的を捉え、業務内容を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること

(3) 質疑応答

ア 事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、令和7年11月5日（水）から同月10日（月）15時までに電子メールにて社会教育課へ送信すること。

イ 質疑に対する回答は、同月11日（火）までに、電子メールにて、全事業者に対して行う。

ウ 回答は、企画提案に必要と判断される質疑のみについて行うこととし、企画提案に必要ないと判断した質疑については、その旨を回答する。

エ 質問が企画提案に必要であるか判断しがたい場合は、当該質問を行った事業者に質問主旨を確認する。

(4) 注意点

ア 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする

イ 受付後の提出書類の追加又は修正は、原則として認めないこととする

9 企画提案書等書類審査

(1) 審査方法

調布市中学生海外体験学習事業実施業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて、要領 11 に規定するとおり審査を行う。

(2) 審査結果の通知等

ア 企画提案書等書類審査の結果については、企画提案書等書類審査結果通知書により、企画提案書等を提出した事業者に対し、令和 7 年 1 月 25 日（火）に、書面及び電子メールにて通知する。

イ 企画提案書等書類審査の結果に関して質疑がある事業者は、同日から同月 27 日（木）15 時までに書面又は電子メールにて社会教育課へ送付することができる。

ウ 質疑に対する回答は、同月 28 日（金）までに、電子メールにより行う。

10 プレゼンテーション審査

(1) 審査対象

要領 5 (3) に記載のとおりとする。

(2) プレゼンテーション資料について

資料は、事業者が特定されないよう名称等の記載をマスキング又は削除すること。

(3) 実施方法

ア 実施時間

1 事業者あたり 35 分以内とし、企画提案内容説明を 20 分以内、質疑応答 15 分程度で行うこととする。

イ 出席者

3 人以内とする。

(4) 審査方法

審査委員会にて、要領 11 に規定するとおり審査を行う。

11 審査概要

(1) 審査委員会

審査委員会を設置し、企画提案等の審査を行う。

審査委員会の委員は、生活文化スポーツ部文化生涯学習課長、教育部参事、教育部指導室教育支援担当主幹、教育部社会教育課長、調布市立第五中学校長の 5 人で構成する。

(2) 選定方法

ア 企画提案書等書類審査

企画提案書等による書類審査を行う。

イ プレゼンテーション審査

(ア) 委員は、参加事業者からのプレゼンテーションを受け、書類審査の評価得点とプレゼンテーション審査の評価得点の合計得点が高いものから参加事業者の順位を定める。

(イ) (ア) により、複数の参加事業者において評価得点が同点のときは、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定める。

(ウ) (ア) 及び (イ) により、委員から最も多く第 1 位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。なお、複数の参加事業者において、第 1 位の順位獲得数が同数の場合には、当該参加事業者において第 2 位の順位獲得数の多い参加事業者を上位とする。また、第 1 位の順位獲得数及び第 2 位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該参加事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い参加事業者を上位とする。

ウ 最低基準

候補者の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が最低基準に満たない場合は、当該事業者を候補者として選定しない。

エ その他

(ア) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めることができるものとする。

(イ) 複数の事業者を審査した場合は、第 2 位以下についても順位を定めるものとする。

(3) 候補者の決定

審査委員会は選定結果を市長に報告する。市長は当該報告に基づき候補者を決定する。

(4) 審査・評価の視点

以下の視点を踏まえ、別途審査基準・採点票を作成し、評価を行うものとする。

ア 事業者

(ア) 業務執行力（業務を遂行するために必要な知識・経験等）

(イ) 業務実績

イ 企画提案内容等

(ア) 企画力

(イ) 提案内容の的確性及び実現性

(ウ) 價格

ウ プレゼンテーション等

(5) 審査・評価の基準、項目及び配点

別に定める。

(6) 結果の通知等

ア 最終選定結果については、最終選定結果通知書により、プレゼンテーション審査に参加した事業者に対し、令和7年12月5日（金）に、書面及び電子メールにて通知する。

イ 最終選定結果に関して質疑がある事業者は、同日から同月10日（水）正午までに書面又は電子メールにて社会教育課へ送付することができる。

ウ 質疑に対する回答は、同月12日（金）までに、電子メールにより行う。

12 実施日程

日 時	曜日	内 容
令和7年10月14日	火	審査委員会
10月15日	水	公告開始、応募方法・参加資格に関する質疑受付開始日
10月21日15時	火	応募方法・参加資格に関する質疑締切日時
10月22日	水	応募方法・参加資格に関する質疑回答日
10月23日	木	参加申込開始日
10月28日15時	火	参加申込締切日時
10月29日	水	参加資格審査結果通知日、参加資格審査結果に対する質疑受付開始日
11月4日	火	参加資格審査結果に対する質疑受付締切日（15時まで）及び質疑回答日
11月5日	水	企画提案に関する質疑受付開始日
11月10日15時	月	企画提案に関する質疑受付締切日時
11月11日	火	企画提案に関する質疑回答日
11月12日	水	企画提案書等受付開始日
11月14日15時	金	企画提案書等締切日時
11月21日	金	審査委員会（企画提案書等書類審査）
11月25日	火	企画提案書等書類審査結果通知日及びプレゼンテーション審査開催通知日、企画提案書等書類審査結果に対する質疑受付開始日
11月27日15時	木	企画提案書等書類審査結果に対する質疑受付締切日時

11月28日	金	企画提案書等書類審査結果に対する質疑回答日
12月3日	水	審査委員会（プレゼンテーション審査）
12月5日	金	最終選定結果通知日、最終選定結果に対する質疑受付開始日
12月10日正午	水	最終選定結果に対する質疑受付締切日時
12月12日	金	最終選定結果に対する質疑回答日

13 参加の辞退

本プロポーザルの参加承諾後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を社会教育課に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

14 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号。以下「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報について、請求があった場合には、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容及び方法等

ア 本プロポーザルの選定結果について、調布市ホームページで公表する。

イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

15 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等の取扱い

ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 要領4に掲げる条件を満たしていない、又は選定までに満たさなくなった場合

イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 書類等に不備がある場合

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書の金額が要領2に掲げる見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる

場合

(4) 契約

- ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。
- ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更が余儀なくされる場合、双方の協議により定めることができるものとする。
- エ 候補者の決定以後に、要領4に掲げる条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

16 事務局（問合せ及び書類提出先）

調布市教育委員会教育部社会教育課 担当：深谷、河本、小林
〒182-0026 調布市小島町2丁目36番地1 調布市教育会館1階
電話：042-481-7488
FAX：042-481-7739
Email：syakaiky@city.chofu.lg.jp